

NPO法人に対する保証取扱い開始について

当協会では、平成27年10月1日から特定非営利活動法人（NPO法人）の保証取扱いを開始いたしました。NPO法人に対する保証取扱いの概要についてお知らせします。

1. 保証対象（規模要件）

（1）従業員数（雇用契約関係がないボランティア等は含みません）

製造業	300人以下
卸売業・サービス業	100人以下
小売業（飲食業を含む）	50人以下

（2）資本金

NPO法人には資本金の概念がないため、資本金による規模要件はありません。

2. 利用できる保証制度

原則として全ての保証制度が利用可能ですが、以下の保証制度は利用できません。

- ・ 制度の要綱・要領等でNPO法人を対象外としているもの
（例：「小口零細企業保証制度」「長期経営資金保証」など）
- ・ 特例保険に係る保証制度で、根拠法においてNPO法人を対象外としているもの
（例：「創業関連保証」「創業等関連保証」「経営革新関連保証」など）
- ・ 中小企業特定社債保証

3. 責任共有

一部の例外を除き、責任共有対象とすることを原則としています。

NPO法人が利用できる責任共有対象外の保証制度としては、「経営安定関連保証のうち1号から6号まで」「災害関係」「東日本大震災復興緊急保証」などがあります。

4. 信用保証料率

信用保証料率は、一部の制度を除き、原則として通常の中小企業者と同様となります。

有担保保証に対する保証料割引は通常の中小企業者と同様に適用されますが、「中小企業の会計に関する基本要領に基づく割引」や「会計参与設置会社に対する割引」は適用されません。

5. 保証申込時の必要添付書類

通常の中小企業者の場合に加えて、事業報告書等の提出が必要です。

事業報告書等とは、NPO法人が毎事業年度終了後3ヶ月以内に所轄庁（都道府県知事及び政令指定都市の長）へ提出しなければならないとされている「事業報告書」「計算書類（活動計算書もしくは収支計算書及び貸借対照表）及び財産目録」「年間役員名簿」「社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」を指します。

以上